

平成26年第1回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成26年3月17日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成26年3月17日（月曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

先週に引き続き通告順に質問を許します。

7番通告者、3番花嶋美清雄議員。

〔3番花嶋美清雄君登壇〕

○3番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。7番通告、3番花嶋美清雄です。

いつも傍聴に来てくださり、まことにありがとうございます。今回の一般質問は二つの質問をいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、有機農業の推進についてお伺いします。

利根町の主な産業は、農業であり稲作です。この稲作について、現在、大きな転換期を迎えています。政府はTPPの締結を視野に、50年にわたってきた減反政策を廃止する方

針を決めました。これは、米の価格を自由競争に委ねることにより、効率の高い大規模農業への生産集約が加速し、稼げる農家をふやそうという狙いがあると思われま

す。また、競争を促す一方で、飼料用米などへの転換を促す補助金を増額し、主食用の米をつくるとほぼ同等の収入が得られるようにする施策も打ち出しています。

T P Pの動向については不明な点が多く、今後も注視しなければなりません、どのような協定の内容になるにしても、全国的に大規模農業への生産集約の必要性は高まってく

くと思われま

す。このような中で余り議論がされていないのが環境への影響です。大規模農業化や飼料用米農家が増加していくと、効率化のために化学肥料や農薬の大量使用が懸念されます。これらは生産地の生態系を崩すだけでなく、河川の水質汚濁にも大きな影響を与えると考えられます。現時点でもこれら農業がもたらす環境破壊は深刻な問題となっており、国では平成18年12月に環境への負荷を軽減することを目的に、有機農業に関する法律を制定しています。

このように、農業が大きな転換期に来ているわけですが、大規模化していくほかにも農家が生き延びる道として、農作物に対して付加価値をつけるということも一つとして考えられます。この付加価値とは、味や栄養価のほか、健康への安全性も付加価値の一つと言えます。

私は、農薬や化学肥料をできるだけ抑えた作物、いわゆる有機作物は健康への安全性という面で、輸入品や国内産も含めて比較した場合においても、付加価値をつけるということは可能であると考えますし、私自身、家族や地域の子供たちに食べてほしいと思っております。

また、有機農業を通して生態系などの環境改善も期待されると考えられ、次世代の子供たちに利根町の豊かな自然環境を残せるなど、今後、この有機農業の推進に期待しています。そこで、有機農業の推進について次の点についてお伺いします。

(1) 農薬や化学肥料の多量使用による環境被害について、町においてどのようなことが考えられるのかお伺いします。

残りは自席で行います。

○議長（井原正光君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えをいたします。

農薬や化学肥料の多量使用による環境被害について、町においてどのようなことが考えられるかとのことですが、まず、農薬についてお答えをいたします。

農薬とは、農作物に害を与える菌、線虫、ダニ、昆虫、ネズミ等、またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤等で農薬取締法で規定をされております。農薬を必要以上

に散布した場合、または希釈濃度を誤り散布した場合については、散布後作用を発揮した後、作物に付着したままの状態、つまり残留農薬となり土壌や大気、河川等に流れ出し、その結果、環境が汚染され、多種多様な生物が生存する生態系は破壊されてしまいます。

次に、化学肥料とは、科学的方法により製造される肥料のことで、化学肥料には窒素肥料、リン酸肥料、硫酸アンモニア等で、一般的に即効性のものが多くあります。農業を行うと土壌から栄養を吸収して生育した植物を持ち去ることになるため、減少した窒素やリン酸等を土壌に補給する必要があるため、農業を持続させる目的で用いられているところがございます。こちらについても必要以上に大量に使用した場合には、土中の微生物が失われ、微生物によって成り立っていた土中の生態系が崩れ、土の保水能力や保肥力を失います。

また、施肥をし過ぎた化学肥料は、植物が吸収し切れずに地下水に流れて環境を汚染することにもなります。

このようなことから、町では農薬の適切な使用をリーフレットで周知しているところがございます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） リーフレットなどで周知しているということ、よくわかりました。そこで関連し、農薬や化学肥料による環境被害を抑えるため、環境保全型農業のほかにもどのような施策が町にあるかお伺いします。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） それでは、お答えいたします。

環境保全型農業のほかにもどのような施策があるかということですが、一般的に考えられることは、花嶋議員ご承知のとおり、今、町長のほうから答弁しましたように、農薬あるいは化学肥料の使用基準の遵守といえますか、いわゆる農業をやっている方であれば、それぞれ農薬にせよ、化学肥料にせよ、反当当たりの散布する量が一応定められていますから、それを守っていただくというのが一番だと思いますし、また、土壌診断を行うことによって、その結果に基づいた施肥設計を行うということが、いわゆる環境被害を抑えるということであれば、その辺が必然的に考えられるのかなと考えます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 農薬の使用基準を守っていただいて、土壌診断を各農家でやっていただければよいかなと思います。

（2）番に移ります。有機農業の推進に関する法律に基づき、町ではどのような施策を講じ、有機農業の推進をしているのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、有機農業の推進に関する法律に基づき、町ではどのような施策を講じ、有機農業の推進をしているのかというご質問にお答えをいたします。

有機農業の推進に関する法律に基づき、茨城県有機農推進計画を平成21年3月に策定し、

その中で市町村の役割といたしまして、市町村は農業協同組合等と連携し、有機農業者等に対する相談窓口の設置、また有機農業推進体制の整備をし、それを県が支援することとなっております。

有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と法律で規定されております。

町の生産者の状況を見ますと、慣行農業から有機農業への転換には、経営の安定や技術面の課題が多い状況にあり、町の推進体制としましては、生産者のリスク等を考え、まずはエコ農業茨城推進基本計画の施策にあるエコファーマーの認定拡大や、茨城県環境保全型農業直接支援対策事業を推進していきたい、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。

エコ農業は後でまたご質問しますけれども、21年3月にそういう計画が出されているということに関連して、有機農業を推進していく上で、デメリットというのは何かないというものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 今、町長が答弁しましたように、今現在の水稻であれ、露地ものの野菜であれ、町の生産者の状況を見ますと、いわゆる慣行栽培が主流になっています。それで、デメリットになるものというのと、なぜ取り組んでいただけないのかという部分が一番のポイントになるかと思うのですが、デメリットになるということであれば、従来の慣行栽培に比べて収量が少ない、あるいは手間、いわゆる労力もかかる、結果として採算性に合わない。そういうことから特に技術面の課題が多いということになりますし、反面、消費者の有機農業に対する理解というのもまだまだなのかなと、その辺がデメリットと認識しています。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） デメリットをたくさん、そうですね、有機農業はなかなか難しい面もありますけれども、もう一つ、有機農業の推進に関する法律には、地方公共団体に対して責務や努力規定があります。これらは法律上、具体的にどのように市町村に求められているか。どのように農家に町として教育というか、そういう部分があれば教えていただきたい。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 大変難しい質問ですけれども、先ほど町長のほうでも答弁しましたように、平成18年にこの有機農業の推進に関する法律ができて、21年の3月にそれを受けて県のほうが推進計画を定めると、これがいわゆる有機農業の推進に関する法律の中で定められているわけです。

この内容を見てもみますと、花嶋議員ご承知かもしれませんが、第6条から第13条ぐらいに列記してあるんですけども、要はこの条文の規定では、国及び地方公共団体という言い回しになってはいますが、この地方公共団体という定義を広義の解釈ですれば、これは私の個人的な考えですけども、では市町村は何をやるんだよというときに、この有機農業の推進のための活動の支援あるいはその施策を講じるということですから、いわゆる努力規定でございまして、要は普及の推進と支援なのかなと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 努力規定ももうちょっとレベルアップしていただくと、もちろんいいんですけども、先ほど町長が言われましたエコファーマーについてちょっとお伺いします。

エコファーマーの認定制度において、町では何件認定されているか。また、つくば地域農業改良普及センター管内における他市町村の認定件数など、わかればお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

エコファーマー認定制度において、認定状況等々ということではありますが、その前にエコファーマーとは持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者の愛称でございます。

茨城県では、農村における環境保全活動と環境にやさしい営農活動を地域ぐるみで一体的に進めるエコ農業茨城に平成20年度から取り組んでおり、エコファーマーをその担い手と位置づけております。

手続といたしましては、エコファーマーの認定を希望する農業者は、認定申請書、計画書を作成し、つくば地域農業改良普及センターに申請手続をし、その後、計画が認定されると県知事より認定書が交付されるという仕組みになっております。

エコファーマーの認定を受けるための持続性の高い農業生産方式とは、土づくり・化学肥料低減・化学農薬低減の三つの技術を一体的に取り組み、環境にやさしい農業に取り組むことが必要となります。

利根町では、今年度新たに2人の認定者がふえ、平成25年12月26日現在であります、7の方が認定を受けております。

ご質問のつくば地域農業改良普及センター管内においては522人の農業者が認定を受けており、その内訳を申しますと、つくば市338人、つくばみらい市132人、取手市24人、守谷市21人となっているところです。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 利根町は2の方が新規に入りまして7名ということで、7人、ほかの地域に比べて少し少ないと思いますが、これをふやそうという努力というか、何か

そういう施策みたいのがあればお願いします。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） これまで昨年暮れ現在で、町長が今答弁しましたように7名ということで、担当している私どもとしましても若干少ないのかなという気がしないでもなく、もう少しふやしていかなければならないと。

それには、農家の方の理解も得なければならぬというところになってくるわけですが、先ほども申し上げましたとおり、なかなか手間がかかる、あるいは技術も要するというので、エコファーマーそのものは今現在、水稻あるいはイチゴ等々で取り組んでいただいております、中にはカモ、あるいはカバークロップといった、本当に一生懸命やっただいておられる方もおりますので、今後26年以降の県の、特に県南農林事務所管内の農政関係の施策の中でもエコファーマーの重点的な推進といたしますか、その背景には霞ヶ浦の負担軽減がありますので、取り組んでいただける方には普及センターと一緒にあって、環境にやさしい農業の取り組みというものをもう少しアピールしながら、できるだけ多くの方に取り組んでいただけるように努めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） エコファーマー、とてもいい制度なので、普及させていただければと思います。

続きまして、(4)番、小中学校の給食を、利根町産有機野菜を地元農家に食材の提供を依頼とかしているのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤孝生教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、花嶋議員の質問にお答えいたします。

学校給食の食材に利根町産有機野菜を使用するため、地元農家に提供を依頼しているのかとの質問でございますが、現在のところ学校給食の食材を、生産農家に直接依頼して納入してもらうという方法はとっておりません。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 地元の農家から直接ないということで、それを、業者を通して優先的に給食の食材を提供する可能性があるかお伺いします。

○議長（井原正光君） 福田学校教育課長。

○学校教育課長（福田 茂君） 利根町産の有機野菜があればというのが前提になってこようかとは思いますが、そのほかにも利根町産の農産物で一番学校で使っているのはお米なんですけれども、有機米というのは30キログラムで約2万円前後しますよね。そうしますと今の4倍以上の値段になりますので、その辺は給食費にはね返ってくるようなことがありますので、現状ではちょっと難しいのかなと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） そうですね。価格としては4倍もするというので難しいと。

これ地元の農家が提供が難しいとしたら、つくってくれる人もちょっと少ないということもあると思うのですけれども、エコファーマーに取り組んでいる、先ほど言われたイチゴの方とか水稲、お米をつくってくれる人がいますけれども、そういう方のお米というのはJ Aを通してとか、学校給食を通して、子供たちに食べさせるというお考えとかはありますか。

○議長（井原正光君） 福田学校教育課長。

○学校教育課長（福田 茂君） 学校給食で使っているお米ですが、これは地元産ということで、J A竜ヶ崎市になりますから、利根町だけでなく龍ヶ崎市の農協の範囲内のお米も混じっているかと思うのですけれども、そういったものを使っております。また、今後も使っていくつもりでいます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 龍ヶ崎管内のお米を使っているということで、先ほど有機米というのは4倍もしてちょっと手が出にくいと。利根町にもエコファーマーでやっている水稲の方、今、経済課長のほうから答弁をもらったのですけれども、そういうお米を食べてもらうと有機米よりはちょっと安いと思うのですけれども、そういうお米を優先的に使っていて、逆に農家を守ると。農家を守る、農家を育てる、各家庭が少しずつお金を出し合って自分たちの子供の体を考える、環境を考える、そういう指導というか、町の給食は教育委員会がやっていると思うのですけれども、そういう助言というか、そろそろ卒業を終えて新年度が始まりますけれども、そういう考えというのはございますか。

○議長（井原正光君） 福田学校教育課長。

○学校教育課長（福田 茂君） 今おっしゃられたようなことは、直接考えてはおりませんが、農家の皆さんがエコファーマーの認定を受けているとは限りませんので、そういった方が供出米として出して農協で集荷した、そういったものを使っていくのが平等であって、個々の農家との契約とか、そういったものはちょっと考えにくいのかなと思っております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 考えにくいというのでなくて、全員で、みんながその農家を支援するという意味でもやっていただければなと思っております。

今後の農業においては、効率性や利益追求を中心として施行されていくと思われませんが、古来より田んぼは日本の風景をつくり、人間との共存の中で、生態系を維持するために重要な機能を果たしてきました。それが現在、環境に悪影響をもたらす可能性がある存在となり、さらに今後これらの深刻な問題となれば取り返しのつかない状況になる可能性もあります。行政においても、今後、これらの観点からも農業や環境保全について検討していただければいいなと思います。

また、食と健康というテーマでは非常に重要だと思っております。おいしさだけでなく、

利根町の子供たちにぜひとも安心して安全な食を提供するため、さまざまな角度から施行の検討をお願いしたいと思います。

それでは大きい2番に行きます。情報メール一斉サービスについてお伺いします。

メールの配信情報では、イベント情報、講座開催情報、子育て情報、災害緊急情報、町道等道路情報、公園施設利用情報、その他の情報を配信することになってはいますが、龍ヶ崎市を例に見れば、利根町は情報が少ないと思います。住民の安心・安全を考えれば、情報を多様に伝えるべきと考えております。また、町のホームページについても、データの期間が短いとの住民の声も聞きますが、お考えをお伺いします。

また、登録数とかもわかればお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、情報メール一斉配信サービスについてのご質問にお答えをいたします。

利根町のメール一斉配信サービスは、議員が言われるとおり、現在、配信項目を7項目設定し、各課判断のもと、適宜必要な情報を配信しております。七つの配信項目の種類ですが、今、議員ご指摘のとおり、イベント・講座開催情報、子育て情報、健康情報、災害緊急情報、町道等道路情報、公園施設利用情報、その他となっております。

本年1月31日現在の登録件数ですが、七つの全配信項目で延べ2,037件という登録件数となっております。毎月少しずつではありますが増加傾向でございます。

年間のメール配信の件数ですが、平成24年度は5月からの実施となっておりますが、合計で44件、平成25年度は本年1月末時点で合計49件という状況になっており、配信数も徐々にではありますが、伸びてきております。

龍ヶ崎市と比べ配信が少ないとのことですが、市町村により配信の基準がさまざまであることや、配信の必要性が配信する課の判断に委ねているところもあり、一概に多いとか少ないとか言えないという点もございます。

例を挙げますと、龍ヶ崎市の配信項目の災害情報では、配信内容は地震などの災害に関する情報を配信するとなっております。また、気象庁が発表する特別警報及び警報や震度情報として龍ヶ崎市で震度3以上などの情報を配信するとされております。

しかしながら、利根町の災害緊急情報では、配信する条件等は三つございまして、一つ目が、災害対策本部が設置された場合の災害対策情報として、大雨、暴風、洪水、地震による災害の発生情報、災害対策情報を配信することとしております。

また、二つ目は、災害警戒本部が設置され、警戒配備体制をとった場合で、特に災害のおそれのある場合に災害警戒情報を配信することとしております。

三つ目としましては、避難情報の配信です。

こうした違いにより配信しようとする情報の入手経路や配信の判断基準、また、一方では登録されている方の配信項目の選択希望数にもより、一概に多いとか少ないとかは言え

ないものと認識しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

また、住民の安心・安全を考えれば、情報を多様に伝えるべきと思うがとのことですが、引き続き住民の皆様にとって重要と判断される情報は、積極的に配信していきたいと考えております。未登録の方がおられる場合には、ぜひとも登録していただけるように、議員の皆様からも話しかけていただければと、行政としてそのようにしていただければ幸ひでございます。

また、町のホームページについても、「データの期間が短いとの住民の声も聞きますが」とのことですが、現在、利根町公式ホームページでも、住民の皆様方にとって大切なさまざまな情報をお知らせしております。

最初にホームページを作成する時点で、各担当が作成システムを立ち上げ、お知らせの内容や掲載期間をセットし、その後、所属長の承認を得た後に公開する仕組みとなっております。

「データの期間が短いとの住民の声も聞きますが」とのことですが、どのようなケースを想定されているかわかりませんが、町民の皆様の利用・活用の仕方やその利用時期で短いと感じる人もあろうかとは思っております。

ホームページを作成するシステムの中で、掲載期間をセットする時点で、掲載期間の確認や検討を行うこととなりますが、今後におきましてもお知らせの掲載期間を設定する際には、ホームページを見る側の利便性にも十分考慮し、さまざまな内容についてお知らせを掲載していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 町長の答弁をいただきました。

利便性よく使っていただけるように、ホームページを考えていただけるということで、情報や、もちろん通報もですけれども、より早く的確に伝えることが重要だと思います。これからも利根町町民の安心・安全・安定をよろしく願いしまして、一般質問を終わりにします。

○議長（井原正光君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす3月18日は、議案調査のため休会にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす3月18日は、議案調査のため休会とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回 3月19日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

午後 1 時 4 0 分散会